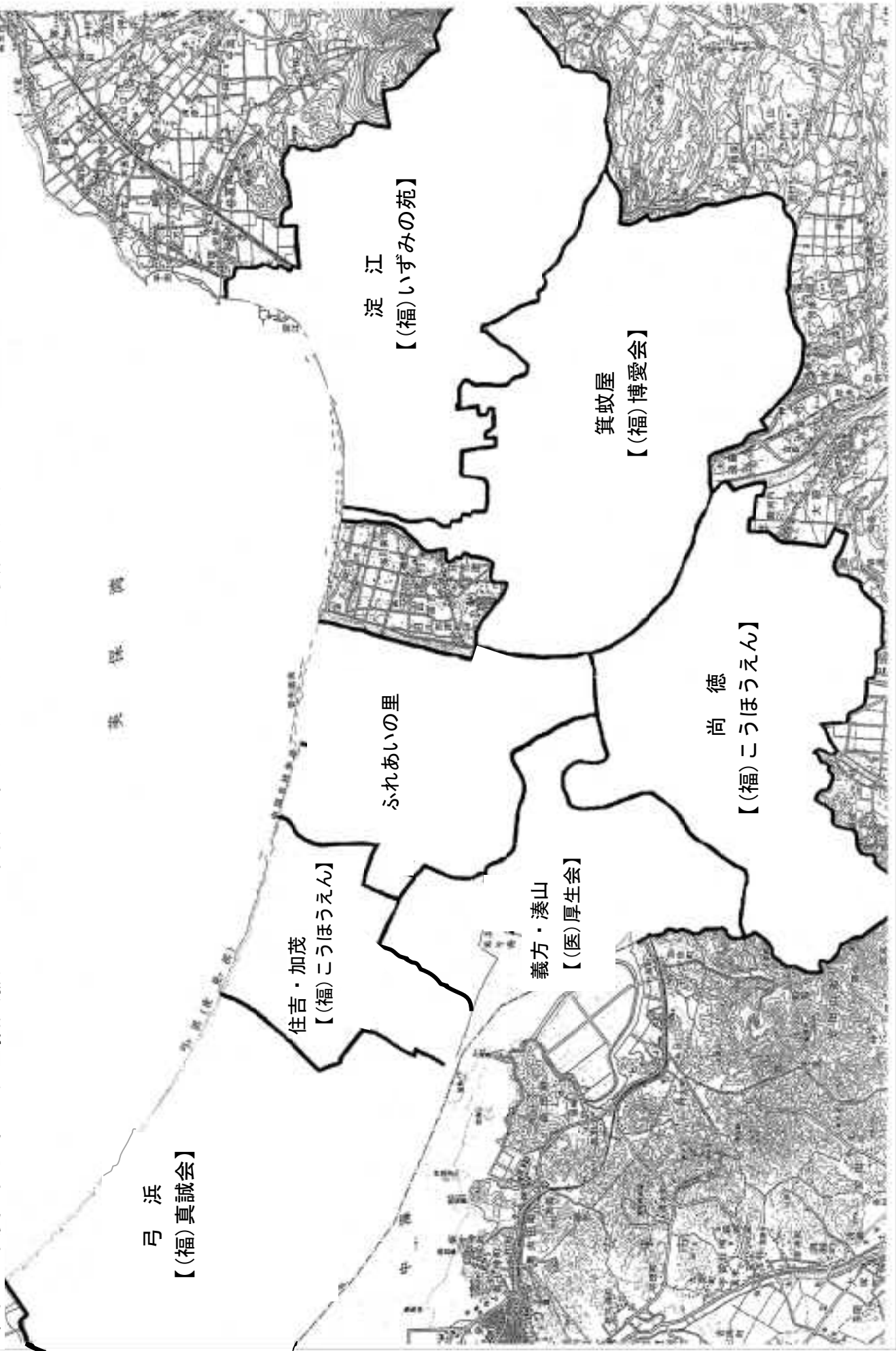


参考資料

- 令和4年度米子市地域包括支援センター圏域配置図
- 米子市地域包括支援センター担当地区表
- 米子市地域包括支援センター事業実施方針
- ケアマネジメント業務委託先居宅介護支援事業所一覧

令和4年度 米子市地域包括支援センター圏域配置図（※（ ）内は委託法人名）



米子地域包括支援センター担当地区表(H20. 4. 1～)

令和3年4月1日現在

包括支援センター 中学校区	1 ふれあいの里		2 義方・湊山		3 住吉・加茂		4 尚徳		5 弓ヶ浜		6 箕敷屋		7 淀江	
	東山	福生	福米	湊山	後藤ヶ丘(義方)	住吉(住吉)	加茂	尚徳	夜見町	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
勝田町	上福原	東福原2丁目	道楽町1丁目	道楽町1丁目	後藤ヶ丘3丁目	旗ヶ崎	福市	夜見町	夜見町	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
東山町	上福原1丁目	東福原3丁目	道楽町2丁目	道楽町2丁目	角盛町3丁目	旗ヶ崎2丁目	八幡	中の海1,2区以外の 彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
博労町1丁目	上福原2丁目	東福原4丁目 山地3区	道楽町3丁目	道楽町3丁目	錦町3丁目	旗ヶ崎3丁目	諏訪	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
博労町2丁目	上福原3丁目	東福原5丁目	道楽町4丁目	道楽町4丁目	岩高町	旗ヶ崎4丁目	青木	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
博労町3丁目	上福原4丁目	東福原6丁目 山地1区	長砂町	長砂町	岩倉町	旗ヶ崎5丁目	上安曇	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
博労町4丁目	上福原5丁目	東福原7丁目 山地1,2区	昭和町	昭和町	寺町	旗ヶ崎6丁目	下安曇	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
統町2丁目	上福原6丁目	東福原8丁目	万能町	万能町	天神町1丁目	旗ヶ崎7丁目	兼久	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
富士見町1丁目	上福原7丁目	東福原9丁目	日野町	日野町	天神町2丁目	旗ヶ崎8丁目	別所	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
富士見町2丁目	皆生1丁目	西福原	法勝寺町	法勝寺町	内町	旗ヶ崎9丁目	榎原	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
角盛町1丁目	皆生2丁目	西福原1丁目	紺屋町	紺屋町	立町1丁目	上後藤1丁目	大袋	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
角盛町2丁目	皆生3丁目	西福原2丁目	四日市町	四日市町	立町2丁目	上後藤2丁目	永江	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
錦町1丁目	皆生4丁目	西福原3丁目	東町	東町	立町3丁目	上後藤3丁目	石井	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
錦町2丁目	皆生5丁目	西福原4丁目	弥生町	弥生町	立町4丁目	上後藤4丁目	奥谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
朝日町	皆生新田1丁目	西福原5丁目	陽田町	陽田町	瀬町1丁目	上後藤5丁目	善吉	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
日ノ出町1丁目	皆生新田2丁目	西福原6丁目	純町1丁目	純町1丁目	瀬町2丁目	上後藤6丁目	宗像	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
日ノ出町2丁目	皆生新田3丁目	西福原7丁目	加茂町1丁目	加茂町1丁目	瀬町3丁目	上後藤7丁目	日原	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
車尾	皆生温泉1丁目	西福原8丁目	加茂町2丁目	加茂町2丁目	花園町	上後藤8丁目	橋本	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
車尾1丁目	皆生温泉2丁目	西福原9丁目	茶町	茶町	安倍		奈喜良	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
車尾2丁目	皆生温泉3丁目	米原5丁目	塩町	塩町	義方町		吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
車尾3丁目	皆生温泉4丁目	米原6丁目	末広町	末広町	三本松1丁目		吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
車尾4丁目	真福原4丁目 山地3区以外	米原7丁目	大工町	大工町	三本松2丁目		吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
車尾5丁目	真福原5丁目 福生西3区	米原8丁目	愛宕町	愛宕町	三本松3丁目		吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
車尾6丁目	真福原6丁目 福生西3区	米原9丁目	祇園町1丁目	祇園町1丁目	三本松4丁目		吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
車尾南1丁目	真福原7丁目 山地1,2区以外	新開1丁目	祇園町2丁目	祇園町2丁目	旗ヶ崎1丁目		吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
車尾南2丁目	新開1丁目	新開2丁目	大谷町	大谷町	米原		吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
観音寺	新開2丁目	新開3丁目	目久美町	目久美町	米原1丁目 米原8区⇒		吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
観音寺新町1丁目	新開4丁目	新開4丁目	西倉吉町	西倉吉町	米原2丁目		吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
観音寺新町2丁目	新開5丁目	新開5丁目	中町	中町	米原3丁目 米原8区		吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
観音寺新町3丁目	新開6丁目	新開6丁目	明治町	明治町	⇒ほぼほ義方校区		吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
観音寺新町4丁目	新開7丁目	新開7丁目	東倉吉町	東倉吉町	⇒ほぼほ真山校区		吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
観音寺新町5丁目	中島1丁目	中島2丁目	久米町	久米町			吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
中島1丁目	東福原1丁目	東福原2丁目	錦海町1丁目	錦海町1丁目			吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
東福原1丁目	⇒ほぼほ義方校区	⇒ほぼほ義方校区	錦海町2丁目	錦海町2丁目			吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
米原1丁目 米原8区以外	⇒ほぼほ真山校区	⇒ほぼほ真山校区	錦海町3丁目	錦海町3丁目			吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江
米原3丁目 米原自治会			西町	西町			吉谷	彦名町	大崎	大崎	箕敷屋	夜見町	今津	淀江

米子市地域包括支援センター事業実施方針

I 方針策定の趣旨

この「米子市地域包括支援センター事業実施方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定する。

II 運営上の基本的視点

1 公益性の視点

- (1) センターは、米子市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2) センターの運営費用は、市民が負担する介護保険料や、国・県・市の公費が充当されていることを十分に認識し、適切な事業運営を行う。

2 地域性の視点

- (1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (2) 地域包括支援センター運営協議会や地域ネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性の視点

- (1) センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の各専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支える。
- (2) 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

III 運営について

1 運営体制

(1) 運営事業実施計画の策定

- ① センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題等について、各年度の事業実施計画を策定し、各地域の特性に応じた事業運営に努める。
- ② 各年度に策定した事業実施計画について、各年度末に運営上の課題を検証し、次年度に向けて解決方法を検討する。

(2) 設置場所等

- ① 地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者が来所しやすい場所に事務所を設置する。
- ② 運営における基本的視点（公益性、地域性、協働性）に立って事務所を設置し、下記の7箇所のセンターが市内の担当地域を分担する。
 - ・ふれあいの里地域包括支援センター
 - ・義方・湊山地域包括支援センター
 - ・住吉・加茂地域包括支援センター
 - ・尚徳地域包括支援センター
 - ・弓浜地域包括支援センター
 - ・箕蚊屋地域包括支援センター
 - ・淀江地域包括支援センター

(3) 職員の配置等

センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、各職種に欠員が生じることがあってはならない。3職種の確保が困難な場合であっても、平成18年厚生労働省老健局計画課長通知第6による「これらに準ずる者」を必ず配置しなければならない。

(4) 職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。

(5) 職員の資質の向上

専門性の維持及び資質の向上を目的に、各種研修会等に積極的に参加できる体制整備を行う。また、研修等で受講した内容について、センター内で情報共有するために、受講報告・伝達を積極的に行う。

(6) 書類の取扱い等

- ① 実績報告書・事業計画等の期日内提出を行う。
- ② センター業務に関する変更等があった場合、変更届出書等を速やかに提出する。
- ③ 相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

(7) 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応状況を記録し、必要に応じて速やかに米子市長寿社会課に報告する。

(8) 緊急時の体制

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう連絡体制や連絡網を整備する。

(9) 個人情報の保護

個人情報の保護に留意し、守秘義務を厳守する。

2 介護予防ケアマネジメント業務

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者の把握

- ① 将来、介護が必要になる可能性の高い高齢者を把握し、必要なサービスを提供することにより、介護予防の効果を発揮する。
- ② 3職種それぞれが、様々な機会をとらえて、事業対象者の把握に努める。
- ③ 把握した二次予防事業対象者の個別性を重視し、継続的支援を行う。

(2) 介護予防ケアマネジメント

- ① 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者の出来ることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。
- ② 事業参加状況、目標達成、適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを行い、事業終了後も対象者に必要な支援を判断し、必要に応じたフォローアップを行う。

(3) 地域介護予防活動支援

地域において継続した介護予防が行えるよう、動機付けや活動の支援を行う。

3 総合相談支援業務

(1) 実態把握

- ① 地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応ができるように取り組む。
- ② 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。
- ③ 把握した問題やニーズについて、予防へと展開していく取り組みを行う

(2) 総合相談業務

- ① 地域において安心できる拠点（中核的機関）としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制を整備する。
- ② 市や在宅介護支援センター等関係機関と情報交換を密にし、いつでも相談対応できる体制を整備する。
- ③ 初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等につなげる。

(3) 地域におけるネットワークの構築

- ① センターの業務を適切に実施していくため、また、業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。
- ② 地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行う。

- ③ サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により、活用可能な機関・団体等の把握を行う。
- ④ 地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要と判断された高齢者に対して、センターの各専門職によるチーム支援を行う。
- ⑤ 認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防というニーズに、これらのネットワークを有効に活用する。
- ⑥ 支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行う。
- ⑦ ネットワークによる課題の抽出や更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

(4) 困難事例

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。また、米子市長寿社会課とも連携を図り、適切な対応を行う。

4 権利擁護業務

(1) 基本姿勢

複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援を行う。

(2) 権利擁護に関する啓発

権利擁護（高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等）について、地域団体・関係機関・各種事業所や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組む。

(3) 高齢者虐待への対応

- ① 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組む。
- ② 虐待に関する通報や相談を受けた場合には、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、米子市長寿社会課とも連携を図り、適切な対応を行う。

(4) 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。

(5) 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害の未然防止を支援するとともに、被害の回復のた

めの関係機関を紹介する。

5 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ① 地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ② 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(2) 介護支援専門員に対する支援

- ① 介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。
- ② 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。
- ③ 地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。
- ④ 地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を支援する。

6 地域包括ケアシステムの構築業務

(1) 個別課題の解決

個別課題分析等を行うことによる地域課題、その他地域の実情に応じて必要と認められる事項について地域ケア会議等を開催し、適切な対応を図る。

(2) 圏域内における多職種連携

医療機関、介護サービス事業者、民生委員、自治会、ボランティア組織、その他各種団体と連携し、日常生活圏域内における社会資源が連携する地域包括ケアシステムの構築に努める。

7 認知症高齢者及び家族への支援

- (1) 認知症高齢者やその家族を支えるため、認知症地域支援推進員や関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行う。
- (2) 地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。
- (3) 認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関等、関係機関との連携・協力体制を構築する。

この方針は、平成28年4月1日から適用する。

ケアマネジメント業務委託先居宅介護支援所一覧（米子市内）

※令和4年8月1日時点

		ふれあいの里	義方・湊山	住吉・加茂	弓浜	尚徳	箕敷屋	淀江
1	まごころケアプランセンター	○	○	○				
2	ケアプランセンター健康塾	○	○	○	○	○		
3	COOP医療生協居宅介護支援センター	○	○	○	○	○	○	
4	ケアプランセンターつづじ	○		○				
5	ハビネ在宅介護支援センター	○						
6	ケアプランセンターアイビス	○						
7	ケアプランセンター翠のさと	○						
8	ケアプランセンターセントラルローズガーデン	○	○	○	○			
9	白鳥ケアサービス居宅介護支援事業所	○	○	○		○	○	
10	ケアプランナーよなご中央							
11	NPO法人ケアプランセンターすみれ	○	○		○			
12	ケアプランセンター「まちくら」	○	○	○		○		
13	ニチケアセンター米子							
14	介護相談のさんぶく	○	○	○	○	○	○	
15	いきいき居宅介護支援事業所	○	○	○	○			
16	居宅介護支援センター仁風荘	○	○	○		○		
17	いきいき居宅介護支援事業所上後藤	○	○	○	○			
18	ころねケアプランニング	○	○	○		○		
19	居宅介護支援事業所真誠会	○	○	○	○		○	
20	エルルのケアプラン	○	○					
21	サービスプラン博愛	○	○	○	○	○	○	
22	ケアサービス米子指定居宅介護支援事業所	○	○	○	○	○	○	
23	ケアプランセンターかわさき	○		○	○			
24	ケアプランセンターなんふ幸福苑							
25	ケアプランセンターおおしのづ	○	○	○	○			
26	とみす外科クリニック居宅介護支援事業所				○			
27	ケアプランセンター弓浜真誠会	○	○		○			
28	(医)厚生会ケアプランナーひこな		○		○			
29	支援計画作成所われもこう							
30	居宅介護支援事業所博愛苑					○	○	
31	(有)新生ケア・サービス居宅介護支援事業所	○					○	○
32	居宅介護支援事業所いずみの苑	○						○
33	ケアプランきんたか	○			○			○
34	居宅介護支援センター ル・サンテリオンよどえ	○				○	○	○